

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 服部家具センター天理店

所在地 天理市嘉幡町六六五番地三ほか

二 天理市から聴取した意見の概要

1 産業振興課

大規模小売店舗立地法を遵守すること。

2 まちづくり計画課

関係各課と締結している天理市開発指導要綱に基づく開発事前協議事項及び都市計画法、大規模小売店舗立地法等の関係法令を遵守すること。

3 社会福祉課

(1) 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、障害者に配慮した店舗にすること。

(2) 駐車場及び店舗内での配慮はもとより、車道からの自動車の出入りの際、歩道を通行している車いす等を使用する下肢障害者、視覚障害者等へ配慮すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年八月五日から同年九月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで